

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続きについて

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、所在地を所轄する実施主体から指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が医療費助成をうけることができます。

名古屋市に所在地のある医療機関が、指定医療機関の指定を受けるためには、名古屋市へご申請いただく必要があります。

## 1. 指定医療機関の要件・責務

### 【要件】

- (1) 以下の医療機関等であること。
  - ・健康保険法に基づく保険医療機関
  - ・健康保険法に基づく保険薬局
  - ・健康保険法に基づく指定訪問看護事業者
- (2) 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格要件に該当していないこと。（欠格要件の詳細については、申請書の裏面を参照してください。）

### 【責務】

- (1) 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。
- (2) 厚生労働大臣の定める療養担当規程に基づき、良質かつ適切な医療を行うこと。

## 2. 申請手続き

別添「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（様式1）」を医療機関の所在地を所管する実施主体（下記参照）へ提出してください。

〈提出先〉名古屋市子ども青少年局子育て支援課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 ☎052-972-2629

## 3. その他

- ・指定医療機関として指定された場合は、名古屋市から申請者あてに指定通知を送付します。
- ・指定した医療機関等については、名称、所在地等を名古屋市ホームページ等で公表します。
- ・指定の有効期間は、申請日の受理日から5年が経過した日の属する年の末日までで、その後は6年ごとの更新となります。（原則として更新申請が必要となります。）

〈問い合わせ先〉

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 電話052-972-2629